

# 習志野市立保育所私立化移管先法人の選考について

平成 23 年 5 月 18 日 福祉問題審議会資料

## 1. これまでの経過について

平成 21 年 8 月に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第 1 期計画）」において、平成 24 年 4 月に若松保育所と袖ヶ浦第二保育所の 2 箇所を私立化する計画を示しました。

また、本再編計画に基づき、有識者、保護者、市立保育所・幼稚園職員の意見を参考に、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点等を示す「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を平成 22 年 6 月に策定いたしました。

これらを踏まえ、移管先となる法人を募集、選考するため、ガイドライン策定懇話会の座長、民生児童委員、当該保育所長、市職員からなる「習志野市立保育所私立化法人選考委員会」を平成 22 年 7 月に設置し、法人募集及び法人選考について検討してまいりました。

## 2. 法人選考の内容について

法人選考の内容については、再編計画及びガイドラインに基づき、選考委員会及びその下部組織である専門部会において検討を重ねてまいりましたが、その内容は、未来を担う子どもたちが望ましい環境の中で健やかに育ち、安全で安心して過ごせる保育所をつくっていくために、民間の力を取り入れ、市立と私立が協力し連携しながら、共に保育の発展を目指していただける法人を募集し、その中から、より相応しい法人を選考委員会として選考したものです。

具体的な法人選考の内容は次のとおりです。

### 2-1. 選考に至る経過

#### (1) 申請者数

1) 若松保育所 1 法人 2) 袖ヶ浦第二保育所 2 法人

#### (2) 募集から申請受付

1) 市広報、ホームページへの掲載 平成 22 年 12 月 1 日  
2) 募集要項の配布 平成 22 年 12 月 1 日～平成 23 年 1 月 31 日  
3) 法人説明会 平成 22 年 12 月 16 日（参加：10 法人）  
4) 現地見学会 平成 22 年 12 月 18 日、22 日（参加：10 法人）  
5) 質問事項の受付 平成 23 年 1 月 5 日  
6) 質問事項の回答 平成 23 年 1 月 12 日  
7) 申請書類の受付 平成 23 年 2 月 1 日～2 月 10 日

#### (3) 選考委員会

1) 第 1 回選考委員会 平成 22 年 9 月 9 日  
2) 第 2 回選考委員会 平成 22 年 10 月 25 日  
3) 第 3 回選考委員会 平成 22 年 11 月 13 日  
4) 第 4 回選考委員会 平成 23 年 1 月 9 日  
5) 第 5 回選考委員会 平成 23 年 2 月 4 日  
6) 第 6 回選考委員会（公開プレゼンテーション）平成 23 年 4 月 16 日  
7) 第 7 回選考委員会（現地調査）平成 23 年 4 月 18 日  
8) 第 8 回選考委員会 平成 23 年 5 月 11 日

## 2-2. 選考結果

### (1) 審議内容と配点

- 1) 書面審査 600点
- 2) プレゼンテーションと現地調査 600点 合計 1,200点

### (2) 選考結果

#### 1) 若松保育所

- 1) 所在地 船橋市鈴身町 630 番地 2
- 2) 団体名 社会福祉法人 すずみ会
- 3) 代表者 理事長 田口 賢
- 4) 得点 910点/1,200点
- 5) 選考のポイント

法人の基本理念は、本市の子育て支援事業の理念に相応するものであり、法人として尽力していく姿勢が高く評価でき、かつ、保護者が安心して預けられる保育所運営への意欲が十分に感じられる。すでに八千代市にて市立保育所からの移管を受け、民間保育所として健全な運営をしているという実績があることも高く評価できるものである。

#### 2) 袖ヶ浦第二保育所

- 1) 所在地 千葉市緑区土気町 1626 番地 5
- 2) 団体名 社会福祉法人 千葉明徳会 (学校法人 千葉明徳学園)
- 3) 代表者 理事長 福中 儀明
- 4) 得点 1,006点/1,200点
- 5) 選考のポイント

養護と教育の両面から子どもの人間性を育み、保護者と共にあることを運営の礎として、広く子育て支援を行うという理念は、本市の保育理念に共通し、高く評価できるものである。また、本市の方針を踏まえた上で、新たな保育の向上に意欲が感じられ、現在の袖ヶ浦第二保育所の保育を継承しながら、緩やかな新しい風を起こし、子どもの主体性を尊重しながら、より良い保育を目指すことが期待できる法人として、高く評価できるものである。

## 3. 今後の予定について

今後の予定といたしまして、市長決裁の後、議会及び市民へ移管先となる法人について公表してまいります。

平成 23 年 5 月 25 日 正副議長へ報告 及び 保護者へ報告  
その後、市民へ公表

平成 24 年 1 月～3 月 共同保育  
平成 24 年 4 月 1 日 運營業務委託  
平成 25 年 4 月 1 日 移管 (完全民営化)